

8 不当労働行為

(1) 不当労働行為制度の趣旨は

労働組合法は、労働組合の結成や運営を妨げる使用者の行為を禁止し、違反があった場合には労働委員会による救済の制度を設けています。これが不当労働行為制度といわれるものです。

(2) 不当労働行為とはどういうものか

労働組合法には、労働者の団結や活動を妨げる使用者の行為を四つの類型に分けて、不当労働行為として禁止しています。（労働組合法第7条）

ア 不利益取扱い

(ア) 不利益取扱い

労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入しようとしたこと、労働組合を結成しようとしたこと、及び労働組合の正当な行為をしたことを理由として、使用者がその労働者を解雇したり、あるいはその他不利益な取扱いをしたりすることは不当労働行為となります。

また、使用者が特定の労働者に対して積極的に不利益な取扱いをすることはもとより、他の者に対してのみ有利な取扱いをすることによって、特定の労働者に対して相対的に不利益な取扱いをすることになる場合も不当労働行

為となります。

しかし、不利益な取扱いといってもその理由が、組合活動とは無関係なもの、例えば勤務成績不良や業務上の不正行為、あるいは経営上の人員整理などで、しかもそれが、客観的に合理的な理由を有し、社会通念上相当であると認められる場合であれば、たとえ組合幹部に対するものであっても不当労働行為にはなりません。

また、これによって保護される組合活動は、正当なものでなければならず、例えば、勤務時間中に無断で自分の職場を離れて行う職場集会やビラ配りなどの組合活動は正当なものとはいえません。

(イ) 黄犬契約（不当な雇用条件の設定）

新たに労働者を雇ったり、引き続き雇ったりするとき、その労働者が労働組合に入らないこと、既に労働組合に入っている場合には、その労働組合から脱退することを雇用の条件とすることも不当労働行為となります。

ただし、特定の工場事業場の従業員の過半数を代表する労働組合が従業員採用の際に、その労働組合の組合員であることを雇用の条件とする労働協約を使用者と締結する（ショップ協定）ことは許されます。

イ 団体交渉拒否

団体交渉は、労働組合の最も基本的な活動で、労使関係を円滑に処理していくための中心となる事柄です。

そこで労働組合法は、使用者が労働組合との団体交渉を正当な理由もなく拒否することを不当労働行為として禁止しています。

団体交渉の拒否というのは、使用者が労働組合の団体交渉の申入れを明確に断る場合などです。しかし、一応形式的には団体交渉に応じても、交渉を行う権限を持たない者に当たらせて、単に要求を聞いておくにすぎない場合や、要求には応じられない旨だけを述べて、理由も説明せず、対案も出さない場合などは実質的には拒否といえます。

使用者に団体交渉を拒否する正当な理由がある場合、例えば、交渉事項が労働条件などと直接関連にない経営方針や企業の役員の人事に関するものである場合、不当に多人数が出席して、騒いだり、暴力行為が行われるような場合には、団体交渉を拒否しても不当労働行為にはなりません。

ウ 支配介入

(ア) 労働組合の結成、運営に対する支配介入

労働組合の結成、運営に対する支配介入とは、労働組合の結成や運営を妨害したり、労働組合を自分の意に添うようにしたりするために使用者が行う行為をいいます。

(イ) 経費援助

労働組合がその運営に必要な経費の援助を使用者から受けると、労働組合の自主的な活動力を弱める結果になることが多いので、労働組合法はこの経

費の援助を不当労働行為として禁止しています。

エ 不当労働行為の申立てなどを理由とする不利益取扱い

労働者が労働委員会へ不当労働行為の申立てをしたことや、労働委員会で証拠を示したり、証言したりしたことを理由として使用者がその労働者に対して解雇その他不利益扱いをすることも、不当労働行為となります。

(3) 不当労働行為の救済

不当労働行為が行われた場合には、労働委員会に救済の申立てをすることができません。(労働組合法第27条)

労働委員会は審査の結果、不当労働行為があったと認定した場合には、救済命令を出して労働者や労働組合の保護を図ります。

労働委員会における不当労働行為の救済の具体的方法については、いわゆる原状回復主義がとられていて、当該不当労働行為がなかったと同様の状態に戻すことに救済の力点が置かれています。

ア 判定機関

使用者が行った特定の言動が不当労働行為となるかどうかを判定するための機関として、労働委員会が設けられています。

労働委員会は、公益を代表する委員(公益委員)並びに労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員(参与委員)をもって構成され、各都道府県単位にあっては都道府県労働委員会が、また全国単位にあっては中央労働委員会がそれぞれ設置されています。

また、同様な争いが民事訴訟の形で提起されたときには、裁判所もこれを判定